

# 朝鮮問題の国連への上程

## ——直接交渉による解決の放棄——

平山龍水

### 目次

はじめに

一、アメリカの積極的な政策の展開

二、第二次米ソ共同委員会

三、国連への上程

結び

### はじめに

一九四五年十二月に米ソはモスクワ外相会議で朝鮮における臨時政府の樹立を支援し、その適切な方策を準備するために、南朝鮮を占領するアメリカ軍の代表と北朝鮮を占領するソ連軍の代表からなる米ソ共同委員会を設置することで合意した。この共同委員会でもとめられた諸提案は米ソ両政府によつて最終決定がなされる前に、米ソの他にイギリス・中国

を加えた四カ国政府によつて検討されることが条件付けられてはいるものの、同委員会の設置は朝鮮問題が実質的に米ソ両国の直接交渉に委ねられたことを意味していた。

しかし、この外相会議における合意にもとづいて一九四六年三月から開かれた第一次米ソ共同委員会は、臨時政府の構成に際して協議すべき朝鮮人の民主的な政党および社会団体の選定をめぐつて難行し、双方の妥協が得られないままついに五月に無期休会となった。そのため、ワシントンおよび朝鮮駐留アメリカ軍政府はソ連との交渉を続けるために政策転換を迫られ、それまで支援してきた金九や李承晩などの保守派勢力から離れ、ソ連からも受け入れられやすい呂運亨や金奎植を中心とする左右中間派を基盤に南朝鮮において新たな政治勢力の統合を図ろうとする。これに対し、軍政府の支持を失った李承晩は南朝鮮単独政府の樹立を主張して軍政府に対する批判を強める一方、一九四六年十二月に渡米して南朝

鮮に単独政府の樹立を訴える活動を展開したのである。<sup>(2)</sup>

本稿は、こうした状況のもとでアメリカが米ソ共同委員会を通じてのソ連との直接交渉を断念し、ソ連の反対を押し切つて朝鮮問題を一方的に国連に上程するまでの経緯を探ろうとするものである。ここでは、当時アメリカが朝鮮に対して抱いていた政治的・戦略的・経済的な重要性の認識が浮彫りにされるであろう。そして、こうしたアメリカの朝鮮に対する評価は、南朝鮮における大韓民国政府の成立へといたる、この後のアメリカの朝鮮政策に大きな影響を与えていくことにもなるのである。

### 第一節 アメリカの積極的な政策の展開

米ソ共同委員会の決裂を受けて政策の見直しを行っていたワシントンは、一九四六年六月に政策指針書 (WAR 90716) を現地へ送付する一方、SWNCC 一七六/八及びSWNCC 一七六/十八に代わる朝鮮占領政策に関する新しい政策文書の作成に取りかかった。<sup>(3)</sup> 同文書は、先の政策指針書の内容に沿ったもので、SWNCC 一七六/二九として現地に送付されるのは一九四七年七月になってからであった。<sup>(4)</sup>

しかし、この間南朝鮮の国内情勢は大きく変化していた。渡米していた李承晩は、南朝鮮で朝鮮の独立と、朝鮮に対す

る信託統治の実施が盛り込まれたモスクワ協定への反対を訴える大規模な大衆行動を起こすよう、アメリカから自らの支持者たちを扇動したのである。<sup>(5)</sup>

こうした李承晩による扇動に加え、米ソ共同委員会再開のためにホッジ (John R. Hodge) 朝鮮駐留アメリカ軍司令官がソ連軍司令官に宛た書簡が、共同委員会の協議対象から信託統治に反対する勢力を締め出そうとするソ連の主張に全面的に譲歩したものと解した韓国民主党などの保守派勢力は、反信託統治運動をますます激化させる動きを見せていたのである。<sup>(6)</sup>

一月二十二日にホッジからワシントンに届いた報告には、今後二カ月以内に米ソ共同委員会が再開されるか、あるいは政府間レベルでの積極的な行動が取られなければ、アメリカは朝鮮に対するその使命を達成する機会を失うとともに、暴動の起きる危険性が増大し、朝鮮人の信頼をもなくす可能性があるとの内容が記されていた。<sup>(7)</sup>

同じく東京のマッカーサー (Douglas MacArthur) も、深刻化する朝鮮問題に関して政府に、(1)すべての朝鮮問題を国連に上程する (2)朝鮮に関して生じている問題を調査し、それらを解決するための勧告を行なう目的のもと、非利害関係国を含めた委員会を設置する提案をアメリカ政府が行うこと、などを含めた四項目の勧告を行ってきた。<sup>(8)</sup>

複雑化する朝鮮問題を解決するための早急な措置を求める現地からのこれら報告は、ワシントンに新たな対応を迫ることとなったのである。

一月二十七日に國務省極東問題局長のヴァインセント (John Carter Vincent) とマーシャル (George C. Marshall) 國務長官に書簡を出し、朝鮮問題に対する政府としての対応を提言した。彼は、朝鮮問題に他の国を参加させようとするマッカーサーの勧告が原則的には有効で、望ましいものであると認めた。しかし、南北を通じた行政機関を樹立することについて米ソ相互の理解が到達し得ていない現状で他の国を関与させることは、世界の関心を朝鮮問題に向けるという以外に、望ましい進展は見られないと判断したのである。

また、米ソによる政府間レベルでの交渉については、これまで一年半にわたってホッジが米ソ共同委員会の再開をソ連側に要求して来たにもかかわらず、なんの成果も上げることが出来なかつたことから、さらにアメリカ側が政府間レベルでの接触を求めたとしても成功するとは思えないと述べた。それよりも、そうしたアメリカ政府の行動が逆にソ連側に、アメリカが朝鮮に対する責任を早く片づけたいと思つてゐると解釈され、ソ連に乗じられることになりかねないため、アメリカとしてはソ連からの政府間レベルでの接触を待つべきであると提言したのである。

そして、ソ連からの接触を待つ間、國務省は朝鮮に対する来年度予算を議会から獲得するために陸軍省に協力する一方、朝鮮でより幅広い計画を実行するために五千万ドルの補助金を立法化できるよう配慮すべきだとしたのである。つまり、彼は長期的な計画をアメリカが朝鮮で実行していく姿勢を見せることで、ソ連の統一政府樹立問題に関して持つ強硬な態度を和らげることが出来ると考えたのである。

國務長官はこの提言を受け入れ、ヴァインセントに対し、南朝鮮で限定された政府を組織し、その経済を日本と結び付けるような計画草案を作成するよう指示した。それと同時に國務省が朝鮮に対する補助金獲得のために支援することを陸軍省に伝え、南朝鮮でのより積極的な行動に出ていく姿勢を示したのである。

二月七日國務長官と陸軍長官は、今後の朝鮮政策について勧告を行うため、兩省の高レベルの官吏で構成する委員会を設置することを決定した<sup>⑩</sup>。同委員会は朝鮮に関する國務・陸軍兩省特別委員会と称され、予算局のJ・ウェルドン・ジョーンズ (J. Weldon Jones) 、J・K・ペンフィールド (J. K. Penfield) (極東問題局副局長、A・V・アーノルド (A. V. Arnold) 前米ソ共同委員会首席代表らで構成されていた。

兩省特別委員会は二月二十五日に朝鮮に関して今後アメリカの取るべき行動についての要綱をまとめ、両長官に提出し

た。同要綱はまず南北両朝鮮の現状を説明した後、アメリカにとつての朝鮮の重要性について戦略的、政治的、そして経済的な三つの分野から検討を行っている。

まず戦略的には、アメリカにとつて朝鮮に軍隊ないしは基地を維持する利益はほとんどないものと考えられていた。その理由は、もし極東で戦争が発生した場合、朝鮮に現在駐留している軍隊はさらに増強されなかり、アメリカにとつて軍事的な弱点となるうえ、アジア大陸で攻撃作戦を展開する場合でも朝鮮半島は迂回の対象となり、重要性をもたないというものであった。しかし、逆にもし敵対する軍隊が朝鮮半島に強力な空軍基地を設置した場合、アメリカの東アジア、満州、黄海及び日本での輸送や作戦を妨害することが可能となる。つまり、アメリカにとつて朝鮮は現在軍事的な利益を持たない地域ではあるが、敵対国特にソ連が全朝鮮を支配下においた場合、いづれ極東におけるアメリカの利益に対する脅威となり得た。従つて、アメリカとしては同地域を恒久的な軍事的中立地帯とすることが最も利益にかなうというものであった。

次に、政治的な観点から朝鮮半島は以下のように評価されていた。(1)アメリカは長期間にわたつてアジアの抑圧された人々の独立に関心を抱いてきた。もし朝鮮での責任を果たすことに失敗した場合、従属地域での我々の地位に損傷を与え

るとともに、これら地域はすぐさまソ連の圧力に屈するようになる。そして遂には全世界での我々の利益に重大な影響を及ぼすことになる。(2)朝鮮は、中国、日本などアメリカにとつて非常に重要な政治的利益の有する地域に隣接しており、朝鮮での事態の進展がこれら重要地域におけるアメリカの利益にとつて重要である。そのため、政治的に朝鮮がアメリカから離間する機会を少なくする真に自由で独立した朝鮮を樹立することが重要である。(3)朝鮮は現在米ソが直接対峙している唯一の地域であり、ソ連のイデオロギーに比してアメリカ・デモクラシーの有効性を示す地域でもある。しかし、朝鮮でのアメリカの第一の政治的重要性は、米ソ関係全体に及ぼす影響である。ソ連を封じ込めるわれわれの断固たる政策に弱さがあつてはならない。そうした弱さはソ連にわれわれがすべてにおいて優柔であると同られるうえ、朝鮮でソ連から退くことはドイツや他の重要地域でのソ連の態度を硬化させる結果となるからであった。

最後に、経済的な面からは同要綱は朝鮮の重要性を認めていなかった。ただ、朝鮮の持つ水力発電や重金屬、化学産業、それに鉄道網などが非友好国によつて支配された場合、アメリカにとつては無視できない存在であることが認められていた。

こうした認識にたつて、特別委員会は次のような行動要綱

を作成した。まず第一に、ソ連との合意が得られない現状において、

- 一、現在の政策をそのまま継続する
  - 二、南朝鮮独立政府を承認する
  - 三、外相会議或は国連に朝鮮問題を提起する
  - 四、南朝鮮において積極的な計画を推進する
- という選択肢を提示し、それぞれに検討を加えた。<sup>13)</sup>

第一項の現在の政策をそのまま継続する場合について、現在の政策はモスクワ協定がすぐに実施されることを前提とした暫定的なものであるうえ、財源不足と朝鮮人の協力が得られないため十分な成果を達成できないとの判断がなされた。このため、朝鮮の現状はますます悪化する一方であり、朝鮮人はアメリカの軍政府およびアメリカに対して敵対的になり、暴動と秩序の混乱が発生している。こうしたことから、現在の政策を維持することは賢明でないとされたのである。

しかし第二項については、李承晩グループが主張するように南朝鮮の独立政府を承認することは、全朝鮮を親ソ・グループの政治的支配下に置くことにもなりかねなかった。なぜなら、南朝鮮が独立した後では、そうした動きにアメリカが対抗することは困難なためであった。この点について同文書は、「もし、われわれが（南朝鮮の独立政府を）承認し、それとともにアメリカ軍が撤退したなら、われわれとソ連が直接対峙

している唯一の地域でのソ連との力比べに、われわれが完全な政治的敗北を被ったということが世界に明らかになるであろう。独立した南朝鮮がソ連の支配下に入らないことを保証する防衛手段を一方的に打ち立てることは出来ないであろう。しかし、世界的な力関係に与える影響は、単に南朝鮮がアメリカからソ連の支配に移行することだけにとどまらない。アメリカの威信と影響力の喪失、そしてその結果として起こるソ連の影響力と力の増大は、極東におけるアメリカの利益だけでなく、アメリカの世界における地位全体に不利な影響を及ぼすであろう」と述べている。

次に、第三項の朝鮮問題をアメリカ政府が一方的に関係外相会議や国連に持ち込むという措置については、アメリカの失敗を自ら認めることになり威信を傷つけることになると考えられた。それはまた、アメリカが朝鮮に関する国際的合意の実行を拒否しようとしているという非難をソ連から浴びる恐れがあった。そのうえ、朝鮮問題に新しい参加者を加えようとするアメリカの一方的な行為が問題の解決を早めるとは思われないという理由から、結局こうした措置を取ることが適切ではないと判断されたのである。しかし、問題解決のため他のすべての試みが失敗した場合、国連への上程が望ましくなるかも知れないという可能性は残された。しかし、そのためにはソ連が問題解決を意図的に妨害しようとしている

ことが明確にならなければならないという条件が付けられていた。

最後に、南朝鮮で長期的かつ積極的な計画を實行していくことについては、こうしたアメリカの積極的な姿勢が、朝鮮をソ連の支配下に置く意図はないことをソ連側に示すうえ、ソ連にアメリカと同様に資金と努力を要求することによって、将来の交渉で有利な立場に立てるという利点を有していることが認められた。また、朝鮮の復興のための新計画は、米ソ撤後の独立朝鮮を維持していくための基盤となるだけでなく、朝鮮人からの協力をも得られるという点でアメリカにとつて有利であると考えられたのである。

これらのことはつまり、ソ連との合意が得られない現状において、単独で南朝鮮の独立を承認したり、あるいは国連や外相会議によつて朝鮮問題を解決するのではなく、あくまでも米ソ間の直接交渉による解決を確認したことを意味している。そして、その一方で対ソ交渉を有利にするために、これまでの政策を転換させて南朝鮮内でより長期的かつ積極的な政策を展開しようとするものであった。

こうした検討を踏まえたくて、両省特別委員会は朝鮮問題解決のために肝要な二つの方策を提示し、この方策に伴う四項目の具体的な勧告を行ったのである。その方策とは、来るモスクワ四カ国外相会議が終了する前にソ連政府と朝鮮問

題について接触することであり、もう一つは、朝鮮の経済復興、教育や行政の改善、政治指導のための計画に必要な資金が議会によつて法制化されることであつた。

二月二十八日、この特別委員会が提出した報告書について陸軍省次官補のピーターソン (Peterson)、特別委員会のジョーンズ、ホッジ軍司令官、ヒルドリング (John H. Hildring) 国務省次官補、ヴェンセント、それにブルー (Joseph C. Crew) 前国務次官らが会同し、おおよその点で同報告書を承認した。そして、アチソン (Dean Acheson) 国務長官代理は同書の勧告に沿つて国務長官がモスクワ外相会議終了以前にソ連と接触するよう、モスクワにいたマーシャルに伝えたのである。

その一方で、アチソンは三月二十八日に、  
(1) 今後三年間における五億四千万ドルを超えない範囲での朝鮮での支出のための法案が議会で承認されるよう要する。

(2) 一九四八年度に二億千五百万ドルの支出金に対する議会の承認を要求する。

(3) 朝鮮におけるわれわれの行政府を再編成する。

(4) 経済、財政、産業の復興のための勧告を行なうよう、高レベルのグループを朝鮮に派遣する。

などの措置を至急取るべきだとする点で国務・陸軍省が同じ

意見であるとする確認の書簡を陸軍長官に提出した。<sup>18</sup>

このアチソンの書簡には、朝鮮の行政府改編に関して特別委員会の勧告では見られなかったより具体的な提言がなされていた。それは、現在の立法議院を通じて総選挙に関する法律を制定させ、その選挙法にもついであらたな立法機関を構成し、さらには国内問題に実質的な自治権を持つ朝鮮人の臨時政府を南朝鮮に樹立するというものであった。<sup>19</sup>

アチソンの書簡に対して陸軍長官は、アメリカは朝鮮をソ連に委ねないような方法で朝鮮問題を解決し、出来るだけ早く朝鮮から撤退できるよう行動すべきであると確信しているとしながらも、最終的にアチソンの出した各項目が実行されることに同意した。彼が早期撤退を主張したのは、朝鮮人の独立意欲が非常に高いために、占領を維持するには非常に困難な地域であるうえに、アメリカの安全保障の見地からしても占領に見合うだけの結果を得る可能性もないからであった。特に、限られた人的資源と財源しか認められていない陸軍省にとって、こうした戦略的価値のない地域の占領を続けることは負担でしかなかったのである。<sup>20</sup>

朝鮮に対するアメリカのコミットメントを縮小しようとする点では、国務省もまた陸軍長官と同じ立場であった。ただ、国務省は朝鮮での積極的な計画の実行こそが、結果的に朝鮮をソ連に委ねることなくして、アメリカのコミットメントを

減少させていく唯一可能な方法だと考えたのである。<sup>19</sup>

こうしてアメリカ政府は、ますます混乱の度を増す朝鮮の現状に対処するため、一方では南朝鮮で政治、経済など全般にわたる積極的な政策を展開するとともに、朝鮮問題の早期解決を目指してソ連との政府間レベルでの接触を開始したのである。こうした新しい政策の背景には、朝鮮のもつ戦略的重要性の低さからくる早期撤退の要求が潜んでいた。だからといって、朝鮮をソ連に引き渡すことはアメリカの威信を傷つけると同時にソ連の力を誇示することにもなり、世界的なアメリカの立場に及ぼす影響が大きい。そのために南朝鮮へ資金を投入し、政治・経済・社会のすべての分野において積極的な政策を進めることによつてソ連との交渉における立場を強化しようとしたのである。

しかし、こうした政治的な配慮が、ソ連との交渉が失敗に終わったときに、南朝鮮だけでも確保しようとする考え方がつがっていくことになるのである。

ともかく、アメリカ政府は特別委員会の勧告を受け入れ、それまでの消極的な姿勢を転換して、朝鮮問題に関してソ連との接触を始めたのである。ヒルドリングやアチソンの勧告を受けたマーシャル国務長官は、モスクワ外相会議終了前に朝鮮問題についてソ連と協議する意向を固めていた。<sup>20</sup>そして、四月八日にソ連に書簡を送つて、出来るだけ早い時

期に米ソ共同委員会の再開を申し入れたのである。<sup>(21)</sup>

## 第二節 第二次米ソ共同委員会

マーシャルの書簡に対しソ連政府は、四月十九日付けでモロトフ (Vyacheslav M. Molotov) 外相の回答を送付した。このなかでモロトフは、米ソ共同委員会の機能が果たせないでいるのはアメリカ側がモスクワ協定に反する立場を堅持しているためであると述べた。しかし、朝鮮を出来るだけ早く統一した主権国家にするために、ソ連政府はモスクワ協定を「正確に実行する」という基礎に立つて、来る五月二十日にソウルで米ソ共同委員会を再開させるという提案を行ったのである。<sup>(22)</sup>

このマーシャル・モロトフ間の合意にもとづいて、五月二十一日に米ソ共同委員会は再びソウルで会同したのである。翌二十二日には共同委員会のもとに、政党との協議を行う際  
の条件および方法を協議する第一分科会、臨時政府の構造とその組織および政治綱領を検討する第二分科会、そして権力の移譲方法と移譲される人物の選定を行う第三分科会をそれぞれ設置することが米ソ代表の間で合意され、非常に打ち解けた雰囲気なかで協議は始まった。<sup>(23)</sup>

しかし協議団体の数およびその選定方法などをめぐって再

び第一分科会で米ソ代表が対立した。ソ連側代表は第一次米ソ共同委員会での暫定的な合意にもとづいて、共同委員会が直接協議する政党及び団体の数を三十に限り、他の政党及び社会団体については質問書を送付するだけにとどめるべきだと主張したのに対し、アメリカ側はより幅広い朝鮮人政党を協議に参加させるというマーシャル・モロトフ間の合意を盾にこれに反対した。アメリカ側にとつて、南北で共產主義者たちの勢力が強力かつ全体的に統一されているなかで、参加団体を三十に制限することは、協議団体が共產主義勢力で占められる恐れがあつたためである。さらにソ連側は、米ソ共同委員会の再開のためにホッジが十二月二十四日付けのチスチアコフ宛書簡で提示した三項目を協議団体選定の際に盛り込むべきだと要求し、モスクワ協定に反対する政党及び社会団体を排除する姿勢を再びはっきりと示した。結局、同問題は共同委員会本会議に持ち越され、そこでの双方の激しいやりとりが繰り広げられたが、より幅広い基礎にたつて協議を行うという原則で双方代表が合意し、本会議で検討されるべき共同提案の起草があらためて第一分科会に指示されたのである。<sup>(24)</sup>

本会議での動きを受け、第一分科会では六月六日になつてようやくソ連側の態度が軟化し、直接協議する団体についてはその数を制限することなく、第一次共同委員会の際に採扱



された共同声明第五号に署名したすべての政党及び社会団体が協議対象となりうるというアメリカ側の提案に沿った形で合意がなされた。<sup>(25)</sup> この結果、六月七日に共同声明第五号と同じ内容の宣誓書に署名した政党および社会団体を協議の対象とすることが盛り込まれた。「南北朝鮮の民主政党および社会団体との協議方法」と題する文書が作成され、十一日に共同声明第十一号として発表された。同声明は翌十二日に南北朝鮮の各新聞を通じて公表され、共同委員会との協議に参加する政党及び社会団体はその請願書とともに、共同声明第五号に署名捺印して六月二十三日までに共同委員会に提出することが要求されたのである。<sup>(26)</sup> つまり、第一次共同委員会が決裂してほぼ一年ぶりにようやく米ソ交渉がもとの振り出しに戻ったわけである。

一方、モロトフ外相がマーシャルの再開要請を受け入れ、五月二十日にソウルでの共同委員会の再開を提案してきたことは四月二十四日に国内の新聞によって明らかにされた。これと時を同じくして、共同委員会アメリカ側首席代表のブラウン (Albert E. Brown) 少将が、ソ連政府の提案を歓迎する声明を発表したことから、南朝鮮の政情が再び活気を帯びていった。<sup>(27)</sup>

共同委員会の再開を前に、軍政府は李承晩、金九らの右派勢力が共同委員会をボイコットすることによって、米ソ交渉

を破綻に導く戦術をとるものと考えた。右派勢力が共同委員会への参加を拒否することによって、臨時政府樹立のための協議は南北の左派勢力との間で行われ、これら左派勢力のもとで臨時政府が樹立されることにもなりかねなくなる。トルーマン・ドクトリンに見られるように共産主義者に対して宣戦布告を行ったアメリカが、こうした事態を許すはずはないと考えた李と金九が、右派の参加拒否に動く軍政府は判断したのである。<sup>(28)</sup>

そのため、ホッジおよびブラウン首席代表は五月十八、十九日の両日にかけて、共同委員会再開に向けて李承晩、金九、張徳秀、金性洙、趙素昂ら反信託統治運動の中心勢力である独立促進中央委員会、韓国独立党、韓国民主党の指導者たちと一連の会談をもち、共同委員会の協議団体として参加して臨時政府樹立に協力するよう申し入れた。<sup>(29)</sup>

李承晩、金九らはホッジの要請に対し、信託統治という言葉が朝鮮人の共同委員会への協力を阻んでいることを再び訴えた。そのため、この言葉をモスクワ協定から削除し、代わりに援助ないしは協力という言葉を使用することを求めた。そしてさらに、民主主義という言葉が「アメリカ式」を意味するのか、それとも「ソ連式」なのかを明確に示されるべきだと主張したのである。軍政府は、これら右派勢力の反信託統治の姿勢が強硬であると認めながらも、彼らの体面を保たせること

である程度の協力を得られると考えた。そのため、モスクワ協定に規定された信託統治の本質が彼らのいう援助と協力にあるという声明を國務省あるいは軍政府が行うよう國務省に勧告したのである<sup>30)</sup>。

一方、ホッジらとの会談を終えた李、金九、張らは同問題について連日協議を行い、対応を急いだ。このとき李承晩は、モスクワ協定から信託条項を削除し、意思表示の自由を保証すると同時に、朝鮮の赤化を防ぐためにも統一臨時政府がいかなる形態の民主主義政府（すなわち、アメリカ式民主主義かソ連式民主主義か）になるのが明示されないかぎり、共同委員会には参加しないとの態度を再確認した。この李の態度表明を受けて韓国民主党及び韓国独立党ではそれぞれ常務委員会を開催し、両党ともに信託統治問題と民主主義政府の形態に関する質疑書を共同委員会に提出し、その回答を待つて参加するか否かを決定することで意見の一致を見たのである<sup>31)</sup>。そして、五月二十三日に李承晩と金九は連名で、信託統治条項の削除と、民主主義政府の性格をはつきりとさせることを求めた質疑書を共同委員会に提出した<sup>32)</sup>。

しかし、現実には共同委員会への参加を巡って右派内部は分裂の兆しを見せていた。李・金が提出した質疑書に対する回答がまだなされていぬ五月二十五日に共同委員会参加問題について再び検討が行われた。このとき、金性洙、張徳秀

ら韓国民主党の指導者たちが参加を強く主張したのに対し、金九、趙素昂ら臨時政府の指導者は終始一貫して参加を留保するよう訴えた。また、李承晩は自らは参加保留の立場を堅持しながらも、民族陣営の各団体は多数参加すべきだとの見解を明らかにしたのである<sup>33)</sup>。

それだけでなく、韓国独立党内でも旧国民党及び新韓民族党系の勢力を中心に参加を主張する意見が出され、参加か保留かを巡って対立が生じていった<sup>34)</sup>。その結果、六月十七日安在鴻ら韓国独立党内の旧国民党勢力が新しく党を発足することを決定したことから、独立党中央党部は安をはじめとする旧国民党系及び、旧新韓民族党系の中央委員を除名するまでにいたったのである<sup>35)</sup>。

これら右派勢力の一部が共同委員会に参加する第一の動機は、共同委員会に参加して内部から反信託統治闘争を行おうとしたためである<sup>36)</sup>。しかし、対朝鮮積極政策に見られるようにアメリカ政府の共同委員会にかける意気込みや、共同委員会の進展状況から共同委員会が成功する可能性が見えてきたこともその背景にあつたといえよう。万一、共同委員会を通じて統一臨時政府が樹立された場合、共同委員会との協議に加わらなかつた政党は政治的影響力を失う恐れがあつたのである<sup>37)</sup>。

ともかく、こうして右派陣営は共同委員会参加をめぐる

行動の統一を成し遂げることが出来ず、分裂した。共同委員会参加派の韓国民主党、朝鮮民主党らは六月十九日に臨時政府樹立対策協議会を結成することを決定する一方、金九ら韓国独立党内の旧臨時政府勢力と李承晩を総裁に仰ぐ民族統一本部及び大韓独立促成国民会は参加拒否の立場をとったのである。<sup>39)</sup>

共同委員会への参加を巡る右派陣営内の葛藤は、共同声明第十一号への対応にも表れていた。同声明が発表された十二日から二十日までの間に共同声明第五号に署名して参加を申請した政党及び社会団体は五十三個に過ぎなかった。しかし、二十日を過ぎて締め切りの二十三日の間には三百七十二の団体が一挙に参加を申請したのである。<sup>40)</sup>

一方、北朝鮮では三十八の政党及び社会団体が申請しており、南北を通じて四百六十三の団体が共同委員会との協議を申請したが、後に米ソ双方の合意によって三団体が不正行為を理由に除外された。これら参加団体に関するアメリカ代表団の分析によれば、北朝鮮の参加団体は主に民族統一戦線傘下の団体で、北朝鮮人民委員会とも関係しているというものであった。そして、逆に南朝鮮の団体については、その三分の二以上が右派、中間派及び若干左派的傾向を帯びた団体であり、民族戦線に関係する団体は団体数ならびにその組織員数とも二十五パーセント未満に過ぎなかった。また、南北の

四百六十三団体の組織員総数は七千万人に達していたが、その八十パーセントは南朝鮮が占めていたのである。しかし、李承晩・金九らの指導のもと大韓独立促成国民会、独立労働党、大韓独立青年団、女子国民党など四団体、構成員千八十万人と、韓独党の臨時政府系四十五万人を加えた千二百二十五万人の主要右派勢力が参加を拒否した。<sup>41)</sup>

協議への参加を申請した団体数及びその構成員数が左派に不利と見たソ連側代表団の態度は協議団体に関して再び硬化し始めた。共同委員会第一分科会では協議対象とすべき政党及び社会団体の名簿の作成に取り掛かったが、六月二十七、二十八日の会議でソ連側は反託闘争委員会に所属する政党と社会団体が同委員会から公式に脱退を表明しないかぎり、それらを名簿から除外するよう要求したのである。アメリカ側はこのソ連側の要求を受け入れれば、それでなくとも参加に消極的であった右派勢力のうち七十一団体、構成員一千八百五十八万七千人が共同委員会から撤退してしまい、左派だけが協議対象となると憂慮した。そのため、たとえ反託闘争委員会に所属する団体であっても、共同声明第五号に新たに署名した以上、モスクワ協定に反対する団体とはいえないという立場をとったのである。<sup>42)</sup>

国務省も、朝鮮の政党や社会団体が共同委員会に協力する用意があるなら、彼らが過去においてなした行動のために協

議団体から除外されるべきでないという、國務長官がモロトフに宛た五月二日付け書簡の内容を再確認し、この問題に妥協することのないよう現地のアメリカ代表団に訓令したのである。<sup>42</sup>

この後、共同委員会は平壤とソウルで交渉を続けたが、結局双方の物別れに終わった。ソ連側代表はこの間、(1) マーシャル・モロトフ間の合意によつて協議参加が認められる団体であつても、それがそのまま共同委員会の協議対象として認められなければならないということの意味しない(2) 協議団体としてみとめられるには米ソ両代表がこれを受け入れなければならぬ。したがつて、ソ連代表は一方的に団体を協議対象から外すことが出来る(3) 次のような団体は協議対象から除外すべき(a) 社会団体とはいえない団体(b) 地方及びその他純粹に一地域にしか基盤のない団体(c) モスクワ協定を全面的に支持する意図のない団体、特に反託闘争委員会及びこれに類似する団体の会員などを協議対象とする名簿から除外すべきだとの姿勢を堅持した。これに対しアメリカ代表団は、(1) マーシャル・モロトフの合意に基づき、共同声明第五号に署名するということはモスクワ協定を全面的に支持するうえで誠意を表明したことと認め、同声明に署名した団体は最初に協議に招請される資格を有する(2) 従つて、同声明に署名した団体は自動的に協議対象として認められ、名簿に記載されるべきであ

る。名簿から除外される団体は米ソ双方の合意によらなければならない(3) 社会団体の性格についてはモスクワ協定に規定がないため、米ソ双方の合意に基づいて除外すべき団体を決定すべきだ、と主張した。<sup>43</sup>

この第二次米ソ共同委員会は五月二十一日から八月二十一日までの間に三十一回開かれたが、結局そのほとんどは協議団体の選定を巡る交渉に費やされ、ついに委員会は暗礁に乗り上げてしまった。アメリカ代表団はこの交渉難行の原因を、将来ソ連に対する攻撃基地とならないよう、朝鮮に親ソ政権を樹立しようとするソ連の目的にあると判断した。従つて、ソ連側がこの目的を変化させないかぎり、共同委員会を通じてソ連との間で朝鮮独立に関する合意を取り付けるのは不可能だとする結論を出したのである。<sup>44</sup>

# 協議申請を行った南北政党及び社会団体に対するアメリカ代表団の分析

系 列	団 体 員	構 成 員 数 (自 称)	構 成 員 %
朝鮮民主主義民族戦線系	136	27、296、000	41
穏健派 (中間派)	72	14、785、000	22
右派	252	24、920、000	37
計	460	67、001、000	

# ソ連代表が協議対象としてあげた政党及び社会団体の名簿の構成

系 列	団 体 数	構 成 員 数 (自 称)	構 成 員 一 万 人 以 下 の 団 体 を 除 外。
朝鮮民主主義民族戦線系と他の系列に属する左派	75	32、417、000	協議団体の数146団体。
右派及び穏健派 (中間派)	71	18、587、000	
協議対象から除外された右派及び穏健派 (中間派)	24	15、286、000	
協議対象から除外された左派	0	0	

### 第三節 国連への上程

米ソ共同委員会が暗礁に乗り上げ、実りのない交渉が続いている頃、ワシントンでは七月中旬に朝鮮に関する研究と報告を行うため、国務省の北東アジア課のアリソン (Allison)、陸軍省の T・N・デューパー (T. N. Dupuy)、中佐、海軍省の

H・R・ハマー (H. R. Hamner)、大佐らで構成される特別委員会 (Ad Hoc Committee on Korea) が国務・陸・海の三省調整委員会の会議の結果を受けて設置された。同委員会は朝鮮に関して検討すべき問題について考察しその叩き台となる草案を作成した<sup>(46)</sup>後、八月四日になって朝鮮問題の解決を促すために取られるべき今後の措置に関する最終報告 (SWNCC 176/30) をまとめて三省調整委員会に提出した。

同報告は結論として、

一、朝鮮全土が必然的に共産主義者に支配される状況のもとで、アメリカが現時点で朝鮮から撤退することは出来ない。それは極東だけでなく全世界にわたつてアメリカの威信に重大な損失を与える。しかし、朝鮮をソ連の支配下に放棄することなくして、出来るだけ早くアメリカの朝鮮に対する人的及び経済的コミットメントを消滅ないしは減少させるためのあらゆる努力がなされなければならぬ。

#### 朝鮮問題の国連への上程

ばならない。

二、米ソ共同委員会が失敗すれば朝鮮人は独立への進展がないことに失望し、極右派あるいは極左派によつて重大な混乱が引き起こされる。そうなれば、アメリカの世論は軍の撤収を求めるようになり、結果的に朝鮮をソ連の支配下におくことになる。

三、アメリカは朝鮮問題の満足な解決を促すために速やかに一連の行動を取るべきである。こうした行動は、アメリカが朝鮮の独立を早めるためにあらゆる努力を行っていることを朝鮮の民衆に示すとともに、アメリカ政府が国連憲章やモスクワ協定など国際的な公約にしたがつて行動していることをアメリカや世界の世論に証明するものでなければならぬ<sup>(47)</sup>などを提示した。

こうした結論にもとづいて特別委員会は、今後アメリカが取るべき具体的な行動について次のような勧告を行ったのである。

- a. 共同委員会の現在の行き詰まりが八月七日まで続く場合、添付された書簡“C”をソ連外相に送付する。そして、八月十八日に添付された書簡“D”をソ連、イギリス、中国の外相に送付する。
- b. 八月七日以前に共同委員会の交渉が挫折した場合、添

付された書簡「D」をすぐさまソ連、イギリス、中国の政府に送付する。

c. 書簡「C」の付録に書かれたアメリカ側提案について四カ国の間で何ら合意に達し得ない場合は、九月十日にアメリカはすべての朝鮮問題を九月十六日から始まる次の国連総会上程する意思のあることを明らかにする。

d. ソ連が朝鮮に関するアメリカの提案を検討することを拒否したり、進行を遅らせようとした場合、アメリカはすべての朝鮮問題を国連総会に提出する意思を他の三カ国に通知する。

e. 朝鮮問題を国連に提出する準備のために国務省の作業班がすぐに構成される。<sup>(48)</sup>

この勧告のなかで言及されている書簡「C」とは、八月十七日までに交渉の進捗状況を共同委員会から報告させ、それによって朝鮮の統一・独立を達成するうえで取られるべき次の措置について両政府が検討することをソ連側に提案する内容である。<sup>(49)</sup>

また書簡「D」は、共同委員会がもはや米ソ双方の合意を達成できない状況にあることを明らかにし、そのためにアメリカ側の新たな提案を提示したものであった。その提案とは、(a)米ソ両地域でそれぞれ暫定的な立法機関の代表を選ぶ選挙を実施する。この選挙は秘密・複数政党参加のもとで普通選

挙によって行われ、現在それぞれの地域にある立法機関が制定した法に従う(b)暫定的な立法機関はそれぞれの地域の人口比例にもとづいて代表を選出し、彼ら代表は統一朝鮮政府を樹立するために協議する(c)暫定統一朝鮮政府は四カ国の代表と会談し、朝鮮の独立を政治的・経済的に確かなものとするために必要な援助及び支援と、その方法について協議する(d)先のそれぞれの段階では国連がオブザーバーとして参加する(e)朝鮮暫定政府と関係四カ国は、朝鮮内のすべての占領軍の撤収の日時について合意を得る、などであった。<sup>(50)</sup>

この特別委員会の報告が先の国・陸両省特別委員会で検討された内容と異なる点は、米ソ交渉による解決という方策がいまや何ら成果を生み出さないという認識にもとづいていることである。そして、こうした不毛な交渉の継続が、逆に朝鮮人たちを失望させ、独立を達成するために暴力とテロ行為に走らせる結果をもたらすことになるとの恐れがその背景にあった。<sup>(51)</sup>

従って、両省特別委員会が選択肢から除外してきた南朝鮮の独立を認める案もあらたに選択肢として意味を持つようになってきた。特別委員会が同報告のなかで、「アメリカ政府は南朝鮮の独立を承認する必要があることについて準備しておかなければならない。そしてまた、そうした措置を取る場合の政治的・経済的な問題についても引き続き検討しなけ

ればならない」という結論を導き出しているのもそのためである。<sup>(52)</sup>

しかし、特別委員会の判断ではアメリカの民衆が政治的・経済的に不安定な南朝鮮を引き受けることから生じる負担を担う覚悟が出来ているとは思えなかった。そのため、南朝鮮の独立を承認するという選択は、国連での解決が失敗し、アメリカ国民が南朝鮮をソ連に引き渡すほかに方策がなかったと信じるようになった場合にのみ取り得る手段であった。<sup>(53)</sup>

この特別委員会の勧告にもとづいて、八月十一日にマーシャル国務長官はモロトフ外相に書簡を送り、共同委員会の両国代表に対して八月二十一日までに同委員会の進捗状況を報告させ、それによって両国政府が朝鮮の独立と統一について取り得る措置を検討することを提案した。<sup>(54)</sup>しかし、このマーシャルの書簡に対するソ連側の回答は寄せられなかった。<sup>(55)</sup>そのため、国務省は八月十八日に一方的に共同委員会のアメリカ側代表に報告書を提出するよう命じたのである。この国務省の要請に従って共同委員会のアメリカ側代表は、協議対象となる団体について双方に何らかの合意に達することが出来ず、また共同委員会の任務を果たすうえで必要な方法についても合意が得られない状態であるという旨の報告書を提出した。<sup>(56)</sup>

マーシャルの提案に対するソ連政府の回答を国務省が受け

取ったのは八月二十三日になってからであった。ソ連側の回答は、共同委員会が報告書を提出することには反対しないとしながらも、共同委員会が進展しない原因がモロトフ・マーシャル間で合意された協議対象となる政党及び団体に関する三条件をアメリカ側代表が守らないことにあるため、アメリカ政府がこれに対し適切な指示を与えるよう求める内容であった。<sup>(57)</sup>

ソ連政府がマーシャルの提案を受け入れたことから、国務省は共同委員会アメリカ側代表に、米ソ両代表が合意のもとであらたに報告書を早急に作成するよう指示した。<sup>(58)</sup>しかし、その一方で国務省は八月二十六日付けでソ連、イギリス及び中国の各政府に対し、「朝鮮に関するアメリカ政府の提案」と題された文書（先の特別委員会の報告に添えられてあった書簡「D」の提案各項に多少の修正を加えたもの）を提示し、朝鮮を早期独立させるためにワシントン駐在の代理大使クラスで構成される四カ国会議を九月八日にワシントンで開催し、同提案に関して協議するよう要請した。<sup>(59)</sup>

そして、もしソ連政府がこの四カ国会議の開催を拒否する場合は、国務省は特別委員会の方針（SWNCC 176/30）に沿って、朝鮮問題を次期国連総会に上程する旨ソ連、イギリス、中国の各政府に通告することを確認していた。それだけでなく、この国連による朝鮮問題の解決が失敗した場合を考えて、



既に南朝鮮の独立を承認するための措置を検討していたのである。<sup>(69)</sup>

このようにアメリカ政府が行動を急いだのは、ソ連があくまでも共同委員会による解決に固執して、国連や四カ国会議での解決の道をふさぐとするのでないかと恐れたからであった。とくに、九月からの国連の会期が目前に迫っており、これを逃がせば次の年に朝鮮問題の解決を延ばさなければならなかったからである。そうならば、早期独立を望む南朝鮮の極右派らによつて引き起こされる南朝鮮でのいつそうの混乱と、それにもなうアメリカの負担も増大するのは避けられなかったのである。

九月五日にソ連政府は四カ国会議を拒否する書簡をマーシャル国務長官に提出した。拒否の理由は、米ソ共同委員会におお意を達成する可能性がある限り、アメリカ政府が朝鮮問題を四カ国の協議に付そうとするのは得策ではないというものであった。また、アメリカ側の出した「朝鮮に関するアメリカ政府の提案」についても、南北にそれぞれ別個に暫定的な立法機関を設置することは朝鮮の分断状況を深化させるものであるため受け入れられないことを明らかにしていた。<sup>(70)</sup>

これに対し九月十六日に国務省はソ連政府に朝鮮の独立問題を次期国連総会に提出する意思を明らかにする書簡を送付

した。このなかで国務省は、共同委員会を通じての米ソによる二国間交渉が朝鮮の独立問題について何ら成果をもたらしなかつたことを認め、またソ連が四カ国会議を拒否したことから、国連による問題解決が残された唯一の方法であること<sup>(71)</sup>を強調したのである。

そして、翌九月十七日にアメリカ政府国連代表のウォーレン・R・オースティン (Warren R. Austin) は国連事務総長に書簡を提出し、朝鮮の独立問題を総会の議題に加えるよう要請した。この要請はソ連とポーランドに反対されたものの、九月二十一日に総会の議題として取り上げられることが決定し、これによつて米ソ直接交渉による朝鮮問題の解決の道は閉ざされたのである。

## 結 び

朝鮮を世界に対する政治的「威信」の象徴として捉えるアメリカは、ソ連による朝鮮支配が全世界における米ソ関係に与える影響を深く憂慮した。李承晩が主張する南朝鮮単独政府の樹立という選択肢を否定したのも、結局は独立してアメリカの手を離れた南朝鮮がソ連の支配下に入ることを恐れたためであった。

その反面、アメリカは朝鮮の戦略的・経済的重要性の低さ

からくるコミットメントの削減という必要に迫られていた。米ソ共同委員会における交渉が難行し、問題の解決が引き延ばされることはアメリカにとつて軍事的・経済的な負担でしかなかつたのである。それと同時に、米ソ交渉の失敗は朝鮮人たちに独立への希望を失わせ、南朝鮮でいつそのの困難を引き起こす危険性をも孕んでいた。そうなれば、アメリカの世論が朝鮮からの撤退を求めようになり、結果的にソ連による朝鮮支配を招くことにもなりかねなかつた。

アメリカがソ連との直接交渉を断念して一方的に朝鮮問題を国連に上程したのは、こうした朝鮮の戦略的・経済的重要性の低さからくるコミットメントの削減という要請と、朝鮮をソ連の支配下に置くことから生じるアメリカの“威信”の失墜を防ぐという政治的重要性とのジレンマを解決する方策であつたといえよう。

(注)

(1) 朝鮮に関するモスクワ外相会議の合意内容は、*Foreign Relations of the United States* (以下FRと略記する) 1945, *Diplomatic Papers*, vol. VI, Washington, D. C., 1969, pp1150-1151.

(2) このことについては、拙稿「李承晩、金九そしてアメリカ軍政府——政治的統合をめぐる葛藤と挫折——」『筑波法政』第十二号、一九八九年を参照。

(3) 新しく作成された政策文書は、*Joint Chiefs of Staff, "Interim Directive for Military Government in Korea"* (JCS 1483/36) = SWNCC 176/23, 19 August 1946, RG, 218, *Records of the United*

*States Joint Chiefs of Staff*, CCS 383.21 Korea (3-19-45) (以下RG 218, *Records of JCS* と略記する) Sec. 8, 番号 FR 1946, vol. VIII, p. 773 を参照。

(4) FR 1947, vol. VI, pp. 714-731 及び、脚注の42も参照。

(5) FR 1946, vol. VIII, p. 785. *United States Army Military Government in Korea, Record Group 319, G-2 (intelligence) Weekly and Periodic Reports, G-2 Weekly Summary, No. 69, 9 January 1947, G-2 Weekly and Periodic Reports* は一九八六年に韓国の日月書房から『美軍政情報報告書』全十五巻として一九八六年に製本出版されている。

(6) ホッジがソ連軍司令官に宛た書簡は、一九四六年十一月二十六日付けチヌチアコフ・ソ連軍司令官の書簡に答えたものである。チヌチアコフはこの書簡のなかで、共同委員会再開の基本条件として(1)共同委員会は、必ず朝鮮に関するモスクワ協定を完全に支持する民主主義諸政党と社会団体だけを協議対象とする。(2)共同委員会の協議に招請された諸政党及び社会団体は、モスクワ協定に積極的な反対意思を表明して、自らの威信を傷つけるような者たちを協議代表に選ばない。(3)協議に招請された諸政党あるいは社会団体は、以後モスクワ協定または本委員会の任務に反対の意思を持つだけなく、また他人に同様の意見を扇動したりしないことなどをあげ、これに違反する諸政党及び社会団体は両国代表の合意によって共同委員会の協議から除外することを提示した。これに対しホッジは、第一の項目について、共同声明第五号に署名捺印したと言ふことはモスクワ協定を完全に支持しようとする誓約宣言を行ったと同じと考えられるため、同声明に署名捺印した団体はまず協議に参加する権利を持つものとするとの解釈を示した。次に第二の項目については、同声明に署名捺印した政党あるいは社会団体の代表者がモスクワ協定の遂行及び米ソに関して敵対する十分な理由から認められた場合、共同委員会は相互協議した後、その代表者の代わりに他の代表

- 者を選抜することを要求できると述べた。そして、第三の項目について、同声明に署名捺印した個人、政党あるいは社会団体は、その後にも同委員会の業務、米ソ両国及びモスクワ協定の実現に対し積極的な反対を行ったり、扇動したりしないこと。これに反する個人、政党あるいは社会団体は共同委員会の協議から除外し、その処分決定については共同委員会での合意によるものとする、という逆提案を行った。東亜日報一九四七年一月十二日。これに対する保守派の反応は朝鮮日報一九四七年一月十四日、十五日。東亜日報同年一月十五、十六日。
- (7) *FR 1947, vol.VI,p.601.*
- (8) *ibid, p.601.*
- (9) *FR 1947, vol.VI,pp.601-603.* この頃國務省ではソ連側との協議に際して、米ソ共同委員会を経ることなくして即時四カ国による信託統治を実施し、臨時政府の樹立や憲法の制定などは信託統治を確立した後に行うという案を提出するものを考慮していた。
- (10) *FR 1947, vol.VI,p.603.* の脚注17を参照。
- (11) *FR 1947, vol.VI,pp.605-606.*
- (12) Record of the U.S. Department of State relating to the internal affairs of Korea, 1945-1949. Department of State decimal file 895, 895.01/2-2547.
- (13) *FR 1947, vol.VI,pp.611-614.*
- (14) *FR 1947, vol.VI,pp.617-618.*
- (15) *ibid., pp.618-619, 628.*
- (16) *ibid., pp.621-623.*
- (17) 南朝鮮に限定したかたちで臨時政府を樹立するという計画は、一月二十七日のヴィンセントの國務長官宛書簡に対する國務長官の返書のなかで言及されていた。このなかで彼はヴィンセントに、南朝鮮での限定的な政府を組織し、その経済を日本に結びつける政策草案を作成するよう要請した。*FR 1947, vol.VI,pp.603* の脚注17を参
- 照。
- (18) *ibid., pp.625-628.*
- (19) バターソンの書簡に関する四月八日付けのヴィンセントからアチンソンの書簡を参照。*ibid., p.628* の脚注49参照。
- (20) *ibid., pp.622-623.*
- (21) ブーンヤルがモロトフを送った書簡の草案は、*ibid., pp.624-625, 628-630.*
- (22) *FR 1947, vol.VI,pp.632-635.*
- (23) *ibid., pp.649-650.* 朝鮮日報「米新聞一九四七年五月二十五日。共同委員会第九号の共同声明については朝鮮日報同年五月二十七日。米新聞同年五月二十七日。
- (24) *ibid., pp.655-657, 658-661, 662-663, 665-666.* "Report on the Occupation Area of South Korea since Termination of Hostilities, Part I - Political", Seoul, Korea, September 1947, pp.12-14. 同文書は、Records of the American Delegation, U.S.-U.S.S.R. Joint Commission on Korea, and Records Relating to the United Nations Temporary Commission on Korea (UNTCOK) 1945-1946, 23 reels, National Archives Microfilm Publications M-1243 の Roll 13 に収録されている。以下、同マイクロフィルムを引用する場合は M-1243, Roll No. を記す。米新聞一九四七年五月三十一日。朝鮮日報同年五月三十一日。共同委員会第十号共同声明も参照。東亜日報同年六月三日。米新聞一九四七年六月三日。朝鮮日報同年六月三日。ホッジが提示した三項目とは前記注6を参照。アメリカとしてはこのホッジの三項目はモスクワ協定に反対するすべての団体を最初から排除しようとするナスチアコフの提案に対し、除外される団体を制限しようとした修正案であるとの立場をとった。*FR 1947, vol.VI,pp.665.*
- (25) *FR 1947, vol.VI,p.666.* "US-USSR Joint Commission, M-1243, Roll 16, p.14. また、ホッジの三項目については、モスクワ協

定に反対するすべての団体を排除しようとするソ連側提案に対する修正案であることを決議文書のなかで明らかにすることで決着した。FR 1947, vol. VI, p. 668.

(26) FR 1947, vol. VI, pp. 668-671. 東亜日報、朝鮮日報、*シキ*新聞の報、朝鮮日報、*シキ*新聞、京郷新聞などの六月十二日付けの共同声明第十一号を参照。

(27) 東亜日報一九四七年四月二十四日。京郷新聞同年四月二十四日。

『朝鮮年鑑一九四八年』、*シキ*、朝鮮通信社、一九四七年、一〇四頁。

(28) FR 1947, vol. VI, p. 645.

(29) 東亜日報一九四七年五月二十、二十一日。朝鮮日報同年五月二十日。京郷新聞同年五月二十一日。

(30) FR 1947, vol. VI, pp. 646-647. この軍政府からの勧告に対し國務省は、李承晩の要求は信託統治に関するアメリカの態度を修正する声明をアメリカから引き出そうとしたもので、共同委員会でのソ連との交渉に問題を生じるとして否定的であった。また、ホッジが勧告した声明発表も、たいした効果は期待できないとしながらも、敢えて軍政府が必要だとするなら共同委員会に支障を与えないよう時期と方法に留意すべきだと訓令した。FR 1947, vol. VI, pp. 648-649.

(31) 東亜日報一九四七年五月二十一、二十二、二十三日。京郷新聞同年五月二十一日。朝鮮日報同年五月二十一日。

(32) 東亜日報一九四七年五月二十三、二十四日。朝鮮日報同年五月二十三、二十四日。

(33) *シキ*新聞一九四七年五月二十七日。李承晩は記者会見の席で、「私は共同委員会に反対でもなく、また他の指導者たちがその協議に参加するのをもまた反対しない。しかし、自分自身は参加することにそれ程関心をもっていない」と述べるとともに、他の指導者たちに協議に参加するよう勧告したことも明らかにしている。朝鮮日報一九四七年五月二十七日。東亜日報同年五月二十七日。

(34) 東亜日報一九四七年五月二十八、三十日、六月三、五日。朝鮮

日報同年六月三日。*シキ*新聞六月三、五日。

(35) 京郷新聞一九四七年六月十九日。東亜日報同年六月二十一日。

朝鮮日報同年六月二十一日。*シキ*新聞同年六月二十一日。そして、遂に韓国独立党から新韓国民党、民主韓国独立党が分離し、三党に分裂してしまう。朝鮮日報同年六月二十二日。東亜日報同年六月二十二日。

(36) いわゆる「反託」勢力のなかの一部は大義名分上参加を拒否し、一部は戦略的に参加して共同委員会内部から反託を主張して、内外から共同戦線を取ると見られていた。東亜日報一九四七年五月二十一、二十四日。京郷新聞同年五月二十一日。ホッジもまた、右派は基本的に反託運動の姿勢を変えておらず、彼らが共同委員会への協力を認めたのは臨時政府を掌握し、それを通じて信託統治に反対するためであると考えていた。FR 1947, vol. VI, p. 686. しかし、李承晩は共同委員会に参加して信託統治に反対するという態度について、「(信託統治を) 支持すると騙して参加した後、反対するというのは自己の信義を無視する」ものだとし、彼らが国際会議に代表として出席することは望まないと述べている。*シキ*新聞同年六月十日。

(37) この頃、米ソ共同委員会の再開によって統一政府が樹立される可能性があるというアメリカの各新聞の報道が国内に伝えられていた。東亜日報一九四七年五月十八日。*シキ*新聞同年五月十八日。

(38) 京郷新聞一九四七年六月十八日。

(39) "U-S-USSR Joint Commission", M-1243, Roll 16, p. 14. 共同声明十一号にもとづく参加決定を早々と行ったのは南朝鮮労働党などの左派勢力が主であった。朝鮮日報、東亜日報、*シキ*新聞、京郷新聞の六月二十一日付け及び京郷新聞、朝鮮日報同年六月二十二日を参照。また、共同声明第十一号に対する各政党・団体の公式反応については、京郷新聞同年六月十三日参照。

(40) 七月十二日に行われたアメリカ代表団の発表を参照。朝鮮日報一九四七年七月十三日。『朝鮮年鑑一九四八年』、一四二頁。『US

- USSR Joint Commission", M-1243, Roll 16, p.21.
- (14) FR 1947, vol. VI, pp.680-682. "US-USSR Joint Commission" M-1243, Roll 16, p.22.
- (15) FR 1947, vol. VI, p.682.
- (16) "US-USSR Joint Commission" M-1243, Roll 16, pp.17-21.
- (17) *ibid.*, pp.27-29.
- (18) FR 1947, vol. VI, p.713. 〇強硬なを參照。
- (19) FR 1947, vol. VI, pp.713-714, 734-736.
- (20) FR 1947, vol. VI, pp.738-741.
- (21) FR 1947, vol. VI, p.741.
- (22) 同標題のごとくは、SWNCC 176/30,4 August 1947, Appendix "C", pp.223-224, M-1243, Roll.15.を參照。
- (23) 同標題のごとくは、SWNCC 176/30,4 August 1947, Appendix "D", pp.225-227, M-1243, Roll.15.を參照。
- (24) SWNCC 176/30,4 August 1947. Appendix "B", Discussion, p.218, M-1243, Roll.15.
- (25) FR 1947, vol. VI, p.740.
- (26) SWNCC 176/30,4 August 1947. Appendix "B", Discussion, p.219, M-1243, Roll.15.
- (27) FR 1947, vol. VI, p.748-749.
- (28) 共同委員会のソ連側首席代表のステイコフによれば、このミーソナルの提案は八月十八日の時点でモスクワから現地の共同委員会ソ連側代表には伝えられていなかったと云う。FR 1947, vol. VI, p.756.
- (29) *ibid.*, pp.757-760. 及び p.757. の脚注 74 を參照。
- (30) *ibid.*, pp.764-765.
- (31) *ibid.*, pp.765-766.
- (32) *ibid.*, pp.771-774. 共同委員会の米ソ兩代表による報告書が作成される前に四ヶ国会議を招集する理由について國務省は、共同委員
- 会からの報告はただ単にモスクワ協定の履行を妨げる諸問題についての描写にとどまり、それについては既に共同委員会アメリカ側代表からの報告書や、八月二十三日付けのソ連側の回答のなかでも明らかになつてゐるとしたのである。*ibid.*, p.772
- (33) *ibid.*, pp.779.
- (34) こうした恐れはシヤロフ軍政府政治顧問からワシントンに伝えられてゐた。*ibid.*, pp.756-757.
- (35) *ibid.*, pp.779-781.
- (36) *ibid.*, p.790.
- (37) *ibid.*, p.792.

(社会科学研究科法学専攻(政治学))